

労働保険事務委託

労働保険は政府管掌の保険制度で、労働者を一人でも雇用していれば、原則事業主・労働者の意思に係わらず、必ず加入しなければなりません。

労働保険事務組合制度

労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務処理を代行する事について、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主の団体です。

労働保険事務組合に委託手続は

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず「労働保険事務委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出します。

委託できる事業主は

労働保険事務組合に委託できる事業主は小牧商工会議所会員で、常時使用する労働者数が、

- ①金融・保険・不動産・小売にあつては50人以下の事業主
- ②卸売・サービス業の事業にあつては100人以下の事業主
- ③その他の事業にあつては300人以下の事業主

かつ、既に労働保険に加入しておられる方については、保険料の滞納がない方。

委託できる範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむねつぎのとおりです。

- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行う事務から除かれています。

事務処理を委託すると次のような利点があります。

- ①労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- ②労働保険料の額にかかわらず、労働保険料は3回の分割納付で、無理なく納付できます。
- ③従業員があれば、労災保険に加入することができない事業主や役員、家族従事者も労災保険に特別に加入できます。
- ④小牧商工会議所が実施する定期健康診断の受診料が割引になります。

労働保険料の負担割合(平成 29 年 4 月 1 日以降)

労災保険率

事業の種類により賃金総額の 2.5/1,000 から 88/1,000 までに分かれています。

雇用保険率

雇用保険率及び事業主と被保険者(労働者)との負担の内訳は次のとおりです。

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	9/1,000=1.1%	6/1,000=0.7%	3/1,000=0.4%
農林水産・清酒製造の事業	11/1,000=1.3%	7/1,000=0.8%	4/1,000=0.5%
建設の事業	12/1,000=1.4%	8/1,000=0.9%	4/1,000=0.5%

※雇用保険料率は、平成 29 年 4 月 1 日より引き下がられました。

事務委託申し込みの必要書類

- ①法人: 法人登記簿謄本
個人事業主: 事業主の住民票、並びに事業所所在が確認出来る書類(公共料金等の領収書等)
- ②事業所ゴム印
- ③代表者印(個人の場合は事業主印)
- ④預金口座番号の確認・銀行印
- ⑤労働者名簿(氏名、生年月日、現住所、職歴等が記入されているもの)
- ⑥従業員賃金台帳
- ⑦出勤簿

事務委託手数料について

- ①均等割 組合員1事業所 年額 3,000 円
- ②保険料割 労働保険料概算額の 8%
例 従業員3名、賃金総額 1,500 万円、製造業(労災保険率 6.5/1,000)の場合
労災保険 97,500 円+雇用保険 202,500 円=300,000 円
(保険料合計 300,000 円×8%+均等割 3,000 円)+消費税・・・年間手数料

労働保険加入証明 発行手数料 1,000 円(消費税別)

労働保険年度更新、納付等年間スケジュールについて(休日の場合は翌営業日)

4月下旬 年度更新関係書類の提出

※ご案内をお送りしますので、全委託事業場の報告を取りまとめ事務組合一括で
申告しますので、提出期限を厳守していただきますようお願いいたします。

6月中旬(予定) 納入通知書等の送付

※事務組合より事業主の皆様へ年度更新控え書類、概算保険料の納入通知書を
送付いたします。

7月25日 第1期労働保険料口座振替

10月31日 第2期労働保険料口座振替

1月31日 第3期労働保険料口座振替

【お問合せ先】 労働保険事務組合小牧商工会議所(中小企業相談所)

TEL:0568-72-1111 / FAX:0568-76-2581